

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>	<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>	<p>物の種類</p> <p>(略)</p> <p>ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩</p>	<p>物の種類</p> <p>(略)</p> <p>ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩</p>
<p>ホルムアルデヒド</p>	<p>ホルムアルデヒド</p>	<p>値</p> <p>○・五ミリグラム</p>	<p>値</p> <p>○・五ミリグラム</p>

マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	五ミリグラム
<p>(略)</p> <p>備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。</p>	

二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4、5若しくは7に係るもの、同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三ーブタジエン若しくは一・三ーブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表  
(略)

マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	五ミリグラム
<p>(略)</p> <p>備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。</p>	

二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号1、2、4、5若しくは7に係るもの又は同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表  
(略)

○昭和五十一年労働省告示第九号（作業環境測定法施行規則の規定に基づき労働大臣の定める基準を定める件）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>作業環境測定法施行規則別表第二号の作業場</p> <p>作業環境測定法施行規則別表第三号の作業場</p>	<p>作業環境測定法施行規則別表第一号の作業場</p> <p>作業場の種類</p> <p>機器等</p> <p>イ 試料採取機器</p> <p>ロ 分粒装置</p> <p>ハ エックス線回折装置又は重量分析法による結晶質シリカ含有率測定器</p> <p>ニ 位相差顕微鏡</p> <p>ホ 相対濃度計</p> <p>（略）</p> <p>イ 試料採取機器</p> <p>ロ 光電分光光度計又は光電光度計</p> <p>ハ ガスクロマトグラフ</p> <p>ニ 高速液体クロマトグラフ</p> <p>ホ 検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器</p>	<p>作業環境測定法施行規則別表第二号の作業場</p> <p>作業環境測定法施行規則別表第三号の作業場</p>	<p>作業環境測定法施行規則別表第一号の作業場</p> <p>作業場の種類</p> <p>機器等</p> <p>イ 試料採取機器</p> <p>ロ 分粒装置</p> <p>ハ エックス線回折装置又は位相差顕微鏡</p> <p>ニ 相対濃度計</p> <p>（略）</p> <p>イ 試料採取機器</p> <p>ロ 光電分光光度計又は光電光度計</p> <p>ハ ガスクロマトグラフ</p> <p>ニ 検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器</p>
<p>作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五十四条第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準を次のように定める。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる登録を受けようとする作業場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機器等を有すること。</p>		<p>作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五十四条第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準を次のように定める。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる登録を受けようとする作業場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機器等を有すること。</p>	

作業環境測定法施行規則別 表第四号の作業場	(略)
作業環境測定法施行規則別 表第五号の作業場	(略)

  

作業環境測定法施行規則別 表第四号の作業場	(略)
作業環境測定法施行規則別 表第五号の作業場	(略)

改 正 案

現 行

（特定化学物質の濃度の測定）

第十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

一〇七（略）

八 ホルムアルデヒド

九 硫化水素

3〇5（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
（略） ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩 ホルムアルデヒド	液体捕集方法	吸光光度分析法
	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析法
マゼンタ	ろ過捕集方法	吸光光度分析法

（特定化学物質の濃度の測定）

第十条（略）

2 前項の規定にかかわらず、空气中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空气中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

一〇七（略）

八 硫化水素

3〇5（略）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試料採取方法	分析方法
（略） ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	液体捕集方法	吸光光度分析法
マゼンタ	ろ過捕集方法	吸光光度分析法

○作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）			
物の種類	管理濃度	物の種類	管理濃度
一～二十八（略）		一～二十八（略）	
二十九 ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして〇・五 mg / m <sup>3</sup>	二十九 ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして〇・五 mg / m <sup>3</sup>
二十九の二 ホルムアルデヒド	〇・一 ppm		
三十 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして〇・二 mg / m <sup>3</sup>	三十 マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）	マンガンとして〇・二 mg / m <sup>3</sup>
三十一～八十一（略）		三十一～八十一（略）	
備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空気中における濃度を示す。		備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空気中における濃度を示す。	

○ 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフールドの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ 性能告示第二号に規定する局所排気装置にあつては、同号の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速以上の制御風速で稼働させること。</p> <p>二（略）</p>	<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 昭和五十年労働省告示第七十五号（以下「昭和五十年告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフールドの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、昭和五十年告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ 昭和五十年告示第二号に規定する局所排気装置にあつては、同号の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速以上の制御風速で稼働させること。</p> <p>二（略）</p>